

京都市告示第 391 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金
収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和 2 年 10 月 29 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収及び収納事務の内容	委託する期間
株式会社アーキエムズ	国際会館駅保管所における放置自 転車等の撤去及び保管の費用の徴 収及び収納事務	令和 2 年 11 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
同上	石田保管所における放置自転車等 の撤去及び保管の費用の徴収及び 収納事務	令和 2 年 11 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

(建設局自転車政策推進室)